

沿岸広域振興局長告示第55号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年5月15日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
国道45号	1,095.50	17.00	平成27年3月6日
主要地方道釜石・遠野線	654.40	12.50	〃
鶴住居停車場線	67.60	12.50	〃
区12-1から区12-6まで	1,451.10	12.00	〃
区9.5-1から区9.5-2まで	411.50	9.50	〃
区9-1から区9-2まで	412.80	9.00	〃
区6.5-1から区6.5-3まで	477.70	6.50	〃
区6-1から区6-3まで及び区6-5	278.90	6.00	〃
区5-1から区5-56まで	7,651.70	5.00	〃
歩-1から歩-14まで	875.90	4.00～5.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。